

一般社団法人 VFX-JAPAN 会員規約

1 目的

この規約は一般社団法人 VFX-JAPAN（以下、本法人）の会員制度について定めるものとする。

2 会員

1) 会員は、次の3種類とする。

・個人会員：本法人の趣旨に賛同する個人で、以下の要項に準じた者。
業界での業務経歴1年以上の個人で、会員1名の推薦があり、事務局に許可された方。

・法人会員：本法人の趣旨に賛同し、運営に協力する意思を持つ法人。
・特別会員：本法人の事業に特別の貢献があり、事務局に許可された者。

2) 入会に際しては、当法人所定の様式による申し込みを行い、事務局の承認を得る。

3 会費

会員は、次に定める入会金、年会費を納める。

・個人会員：年会費 12,000 円 入会費 3,000 円。
・法人会員：1 口 10 万円、口数任意。
・特別会員：当該会員は会費を免除する。

4 会員の特典

1) 本法人が開催する各種イベント、セミナー、分科会などへの無料参加
2) VFX-JAPAN アワード最優秀賞作品選出の投票権
3) 本法人が斡旋する文芸美術国民健康保険組合への加入権(個人会員)

5 退会

(a) 本人より退会の申し出があったとき。
(b) 会費を所定の期日までに納入しなかったとき。
(c) 除名されたとき。

6 除名

会員が次のいずれかに該当する場合は、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(a) 定款その他の規則に違反したとき。
(b) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に違反する行為があったとき。
(c) その他除名すべき正当な事由があるとき。